

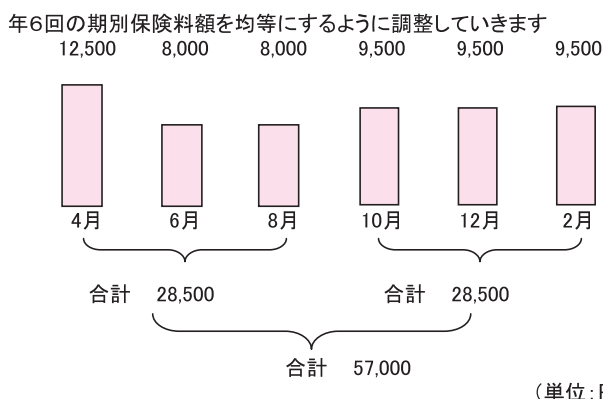
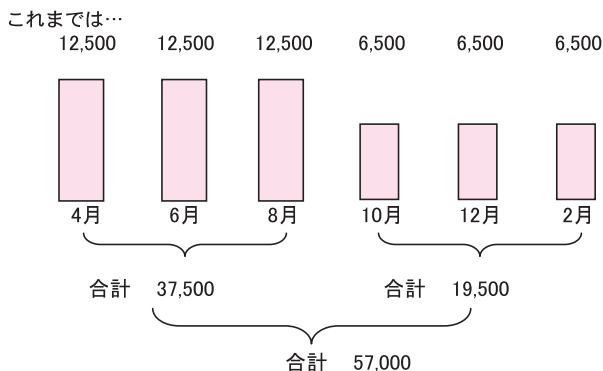
一部の人で 6月の年金から差し引かれる介護保険料が調整されます。

65歳以上で介護保険料を年金からあらかじめ差し引かれる方法(特別徴収)で納めている人のうち、10月から差し引かれる介護保険料額の大幅な増減を抑えるため、8月までに平成19年度の年間保険料として想定される金額が概ね2分の1になるよう調整されます。

該当する人は、4月13日付けで送付した「仮徴収納入通知書」の期別保険料額が「変更前」と「変更後」の2カ所に金額が記載されており、6月から差し引かれる介護保険料が変更されますので確認してください。

※この調整は、すべての人が該当するものではありません。また、前年度の保険料額を参考としていますので、昨年中の所得に増減があり保険料段階が変更となる人は、10月から差し引かれる金額が年間保険料の概ね2分の1とはならない場合があります

(例)平成19年度の年間保険料:57,000円とした場合

**国民年金の手続きはお済みですか。**

市民課 内線223

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。

届け出を忘れると、将来年金が受け取れなかったり、受け取る金額が少なくなったりする場合があります。次のようなときには、忘れずに市役所または連絡所へ届け出てください。

① 20歳になったとき

※厚生年金保険や共済組合に加入していない人

② 会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき(厚生年金保険や共済組合の被保険者でなくなったとき)

③ 収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被配偶者でなくなったとき(パート収入が130万円以上になったとき)

④ 配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被配偶者でなくなったとき(配偶者が65歳に達したときを含む)

※会社や学校などに勤めている人の被扶養配偶者になるときは、その人の勤務先へ届け出を行ってください

※詳細については、市民課年金係または美濃加茂社会保険事務所(電話25・8181)へ